⑦　名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ト．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ト．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑧　名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊⑵
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ト．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ト．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑨　名古屋発着　南信州・下呂周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②チ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②チ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑩　名古屋発着　静岡西部周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②リ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②リ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑪　名古屋発着　静岡東部周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヌ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑫　名古屋発着　南信州・甲府周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ル．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ル．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑬　名古屋発着　金沢・福井周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヲ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヲ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑭　名古屋発着　飛騨高山・白川郷周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ワ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ワ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑮　名古屋発着　富山・金沢・飛騨高山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②カ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②カ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑯　静岡発着　彦根・愛知周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ニ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヨ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヨ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑰　発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②タ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑱　発着なし　富士山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②レ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑲　発着なし　静岡全域周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ソ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
⑳　発着なし　静岡・南信州周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ツ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉑　発着なし　名古屋・浜松周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ネ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉒　発着なし　小牧・安曇野・高山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ナ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉓　発着なし　小牧・米原・砺波周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ラ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉔　発着なし　金沢・加賀温泉郷・飛騨高山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ム．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車
㉕　発着なし　八日市・富山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ウ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉖　発着なし　三重北中勢周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ヰ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉗　発着なし　三重全域周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ノ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉘　発着なし　三重全域周遊⑵
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ノ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉙　発着なし　富士山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②オ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

周遊プラン	軽自動車等	普通車
首都圏発着　静岡全域・箱根周遊	4,500円	5,700円
首都圏発着　河口湖・箱根・伊豆周遊	2,400円	3,100円
首都圏発着　中部横断道周遊	3,200円	3,900円
首都圏発着　南信州周遊	4,300円	5,400円
首都圏発着　名古屋・静岡周遊	5,100円	6,400円
首都圏発着　彦根・愛知・静岡・山梨周遊	7,600円	9,500円